# 小牧市内部統制制度導入方針

#### 1 概要

自治体においては、自然災害や事故災害だけでなく、事務処理ミスや市民に対する情報 提供の不備、職員の服務規程違反等、業務運営や市民サービスの提供に支障をきたし、市 民からの信頼を損ねることにつながりかねない多種多様なリスクが存在します。

そうした多種多様なリスクが自治体を取り巻く中で、本市が市民からの信頼を得るためには、リスクを事前に想定し、実効性の高い回避策を整えておく必要があります。

そのため、本市では内部統制の一環として平成23年度より適正な事務の執行のために、 リスクマネジメントに取り組み、リスクの洗い出しとリスク対応策の整備と運用を行って きました。

そうした中、平成29年6月に地方自治法が改正され、令和2年度から都道府県及び指 定都市に対して、内部統制制度の導入が義務付けられました(本市は努力義務)。

これまで国が示した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」を参考に内部統制制度の試行をしてきましたが、本市においてもより一層の適正な事務の執行を確保する体制の整備を図るため、令和5年度から内部統制制度を導入することとします。

# 2 内部統制制度について

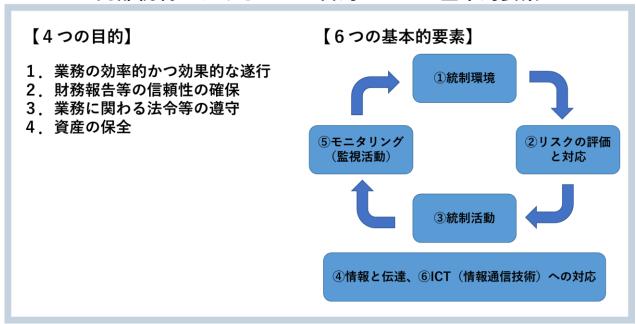
#### (1) 地方公共団体における内部統制

地方公共団体における内部統制とは「住民福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する長自らが、<u>組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じること(※)</u>で、事務の適切な執行を確保すること」とされています。

(※本市がこれまで取り組んできたリスクマネジメントに相当します。)

内部統制制度の導入によって、組織的な取組が徹底されることとなり、マネジメントが強化され、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能になるとされています。また、職員にとっても、業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等によって、安心して働きやすい魅力的な職場環境の実現に貢献するとされています。

# ≪内部統制における4つの目的と6つの基本的要素≫



#### (2) 地方公共団体における内部統制「制度」とは

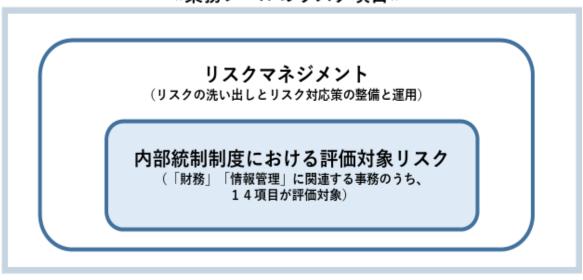
地方公共団体における内部統制制度は、適正な事務の執行を確保する体制の整備をより一層進めるために、毎年度、全庁的な内部統制や、業務レベルの内部統制の整備・運用状況に対して「評価」を行い、その結果、識別された内部統制上の不備に対して対応策を講じるなどにより、長期的な観点から継続的に改善を図る取組です。

また、その内部統制の取組結果は「内部統制評価報告書」として取りまとめるとともに、監査委員の審査に付した上で、議会に報告します。

#### (3) 本市が実施してきたリスクマネジメントと内部統制制度の違い

これまで、本市が実施してきたリスクマネジメントでは、業務上のリスク全体を対象としてリスクの洗い出しとリスク対応策の整備と運用を行ってきました。これに対して、本市の内部統制「制度」では、業務上のリスクの中から選定した評価対象リスクのリスク対応策が有効に機能しているか(不備がないか)について「評価」を実施します。

# ≪業務レベルのリスク項目≫



※内部統制制度における評価対象リスクの数や内容は、毎年見直しを行います。

# 3 本市における内部統制

#### (1) 内部統制の推進部局と評価部局

#### ①内部統制の推進部局

内部統制の推進部局は、本市として取り組むべき内部統制について検討を行い、内部 統制に関する方針の策定実務を補助し、当該方針に基づき内部統制体制の整備及び運用 を全庁的に推進する役割を担います。

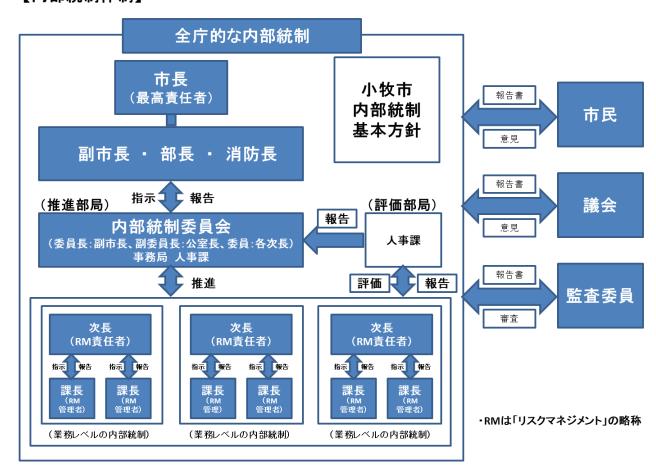
本市では、内部統制委員会が、リスクマネジメントを中心とする内部統制体制の適切な整備及び運用を全庁的に推進する役割を担います。事務局は、**人事課**になります。

#### ②内部統制の評価部局

内部統制の評価部局は、全庁的な内部統制体制の状況や各部署の業務レベルの内部統制の整備及び運用状況に対する評価結果を検証し、その結果を内部統制評価報告書に取りまとめる役割を担います。

本市では、人事課が評価部局の役割を担います。

# 【内部統制体制】



# (2) 内部統制制度の評価対象の範囲

内部統制制度の評価対象は、市長部局に限らず、教育委員会事務局、上下水道部、市民病院、その他の行政委員会事務局等についても、それぞれの部署が所管している事務について、市長部局と一体的に内部統制を実施し、評価報告の対象とします。

# 【内部統制制度の評価対象の範囲】

市長部局

教育委員会事務局

上下水道部

市民病院

その他の行政委員会事務局等

# (3) 内部統制制度の対象とする事務と評価対象リスク

内部統制制度の対象とする事務は、「財務」と「情報管理」に関連する事務とし、評価 対象リスクは、「財務」と「情報管理」に関連する事務のうち、各部署でリスク認識が多 い項目としました。

そして、令和5年度制度導入時は、次の14項目としました。なお、評価対象リスクの 内容・数は、内部統制制度導入後も、毎年見直しを行う予定です。

評価対象リスク一覧

HIIP	リグラング	見										
No.	分類	分類	評価対象リスク									
1			収納金の過大徴収・過少徴収									
2			予算消化のための経費支出									
3		収入・支出	旅費の不適正な支給									
4			支払誤り (支払いの遅延など)									
5			不適正な補助金の交付									
6	<b>財</b> 務		システム導入・改修時のシステム計算誤り									
7			不適切な契約(価格、内容など)による業務委託									
8		契約	委託業務内容の不適切な履行									
9			不十分な検収、検査調書の不備									
10		次产年田	公金等の不十分な管理									
11		資産管理	固定資産の登録や処分処理漏れ									
12	情	個人情報保護	個人情報等の漏えい・紛失									
13	報管	情報セキュリティ	コンピュータウイルス感染・不正アクセスによる 機密情報等の漏えい									
14	理	TRANCAユリティ	メール送信先・郵送先誤りによる機密情報等の漏えい									

# ※不適正、不適切について

- ・不適正な補助金の交付…変更交付決定における不正な事務処理をする。
- ・不適切な契約による業務委託…適切ではない契約・入札条件を設定して業務を委託する。

# (4) 内部統制制度におけるスケジュール

各部署は、8月頃に業務レベルの内部統制の整備状況の評価(1次評価)、1月頃に運用状況の評価(1次評価)、その後、残余期間の運用状況の評価を実施します。

事務局は、8月頃に全庁的な内部統制の評価、9月以降に業務レベルの内部統制の整備状況の評価(2次評価)、2月以降に運用状況の評価(2次評価)及び残余期間の運用状況の評価、3月頃に内部統制評価報告書を取りまとめます。

内部統制評価報告書は、監査委員による審査を受けるために監査委員に6月頃に提出 します。また、監査委員による審査意見を付与して、9月議会へ報告します。さらに、 議会への報告後に、本市ホームページにおいて、内部統制評価報告書を公表します。

# 【内部統制制度におけるスケジュール】

制度導入

項目/年度・月		R5(制度導入期)											R6(2期目)						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
進部	内部統制制度に関する方針 (小牧市内部統制基本方針)	公表																	
	内部統制委員会 ※必要に応じて開催	1											2	3				4	
各部署	業務レベルの内部統制の整備状 況の評価(1次評価)					<b>→</b>													
	業務レベルの内部統制の運用状 況の評価(1次評価)										<b>→</b>		•••						
評価部局	全庁的な内部統制の評価					<b>→</b>							<b></b>						
	業務レベルの内部統制の整備状 況の評価(2次評価)						<b>→</b>	•											
	業務レベルの内部統制の運用状 況の評価(2次評価)												<b>†</b>						
	内部統制評価報告書の作成												<b>†</b>						
	内部統制評価報告書を監査委員 へ提出															提出			
監査	内部統制評価報告書の審査															審査			
議会	内部統制評価報告書																		報告

- ①R5内部統制実施方針、R4内部統制評価報告書案(試行)
- ②R5内部統制実施結果報告
- ③R6内部統制実施方針、R5内部統制評価報告書案
- ④R5内部統制評価報告書に対する監査委員審査結果

# 4 小牧市内部統制基本方針

「小牧市内部統制基本方針」は、本市における内部統制制度推進のための指針となるものであり、内部統制制度導入時(令和5年4月1日)には、本市ホームページにおいて「小牧市内部統制基本方針」として公表する予定です。